

①

令和6年

市議会12月臨時会議案

静岡市

# 議案説明

## 議案第183号 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、国の補正予算を活用し、特に物価高の影響を受ける低所得者への支援をするため、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に要する経費のほか、道路整備事業に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、3,801,092千円の増額となった。

追加するものは、社会福祉費2,812,000千円、道路橋りょう費717,951千円、都市計画費271,141千円である。

これらの財源として、国庫支出金3,342,190千円、市債465,900千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、372,537,868千円となる。

なお、繰越明許費は、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

また、市債の補正は、草薙駅周辺整備事業債の追加、橋りょう整備事業債等の変更である。

## 目次

議案番号	件目	頁
議案第183号	令和6年度静岡市一般会計補正予算（第8号）	3

## 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,801,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,537,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の追加及び変更は、「第3表 市債補正」による。

令和6年12月26日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		65,606,983	3,342,190	68,949,173
	2 国庫補助金	12,535,155	3,342,190	15,877,345
21 繰入金		14,254,984	△ 6,998	14,247,986
	1 基金繰入金	13,956,518	△ 6,998	13,949,520
24 市債		33,075,400	465,900	33,541,300
	1 市債	33,075,400	465,900	33,541,300
歳入合計		368,736,776	3,801,092	372,537,868

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		125,118,664	2,812,000	127,930,664
	1 社会福祉費	29,748,532	2,812,000	32,560,532
8 土木費		45,556,112	989,092	46,545,204
	2 道路橋りょう費	21,857,659	717,951	22,575,610
	4 都市計画費	9,699,391	271,141	9,970,532
歳出合計		368,736,776	3,801,092	372,537,868

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金 給付事業費 (低所得者支援給付金給付事業)	千円 2,812,000
8 土木費	2 道路 橋りょう費	道路舗装整備事業費(防交) (国)150号外1)	128,350
		道路舗装整備事業費(市単) (国)150号外1)	24,220
		道路附属施設更新事業費(防交) (主)山脇大谷線)	42,000
		道路附属施設更新事業費(市単) (主)山脇大谷線)	10,651
		道路改良事業費(社総交) (主)井川湖御幸線外1)	51,711
	4 都市計画費	宮川・水上土地区画整理事業費 (社総交)	337,159
		草薙駅周辺整備事業費 (草薙駅通3号線)	51,760
		街路整備事業費(防交) (宮前岳美線)	108,222
		街路整備事業費(公共) (宮前岳美線)	56,000
		街路整備事業費(緊防) (宮前岳美線)	7,950
		街路整備事業費(市単) (宮前岳美線)	7,300

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費（公共） （（国）150号）	千円 49,880	千円 119,880
		道路改良事業費（市単） （（国）150号外4）	20,100	59,180
		交通安全施設整備事業費（防交） （南安倍町曲金一丁目線外6）	75,000	127,630
		交通安全施設整備事業費（市単） （南安倍町曲金一丁目線外6）	25,000	53,850
		橋りょう整備事業費（公共） （（主）山脇大谷線外8）	240,000	546,945
		橋りょう整備事業費（市単） （（主）山脇大谷線外6）	20,100	46,880

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
草薙駅周辺整備 事業	千円 25,800	<p>1 借入先 政府、銀行その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>3 借入時期 令和6年度</p> <p>ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。</p>	<p>7%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)</p>	<p>融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。</p> <p>ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。</p>

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
道路維持事業	千円 1,689,700	千円 85,200	千円 1,774,900
道路新設改良事業	6,727,200	57,400	6,784,600
交通安全施設整備事業	399,900	23,700	423,600
橋りょう整備事業	1,312,700	168,000	1,480,700
土地区画整理組合 指導事業	403,100	31,900	435,000
街路築造事業	752,300	73,900	826,200